

令和8年第1回(1月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和8年1月14日(水)

応招議員(12名)

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	教育長	関一男君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監	櫛濱学君	税務課長	片倉剛君
保健福祉課長	小野純一君	農林振興課長	本間文二君
商工観光課長	武田力也君	地域整備課長	遠藤步未君
上下水道課長	赤間良悦君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	角田倫明君	社会教育課長	遠藤正智君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 千葉 真弓 主事 高橋 映瑠

議事日程第1号

令和8年1月14日(水曜日) 午前11時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議案第1号 大郷町物産館の指定管理者の指定について
日程第4 議案第2号 大郷町開発センターの指定管理者の指定について
日程第5 議案第3号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第7号）
日程第6 議案第4号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 11時00分 開 会

議長（石垣正博君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回大郷町議会臨時会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をお願いいたします。いただきます。

町長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和8年第1回大郷町議会臨時会を招集をいたしましたところ議員の皆様におかれましては年の初めで何かとお忙しい中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

暦の上では小寒が過ぎ、寒さが厳しくなる季節となりました。朝晩の冷え込みが一層厳しくなりましたが、議員の皆様には体調管理に十分御留意いただき、御活躍をいただきたいと思います。

さて、本日御提案申し上げます議案につきましては、大郷町物産館の指定管理者の指定について、大郷町開発センターの指定管理者の指定について、令和7年度大郷町一般会計補正予算第7号及び令和7年度大郷町水道事業会計補正予算第4号の合計4件でございます。以上、今回御提案させていただきます議案につきましては後刻担当課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしく御挨拶とさせていただきます。よろしく御挨拶申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署

名議員は会議規則第110条の規定により、8番金須新一議員及び9番田中三恵子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石垣正博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 大郷町物産館の指定管理者の指定について

議長（石垣正博君） 日程第3、大郷町物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 皆様、こんにちは。

それでは、議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページを御覧願います。

議案第1号 大郷町物産館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町物産館の指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者を指定する公の施設。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。大郷町物産館。

2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。株式会社おおさと地域振興公社。

3 指定の期間。令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

令和8年1月14日提出

大郷町長 石川良彦

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷町物産館の指定管理者の指定期間が、本年3月31日をもって期間満了となることから、改めて指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,379㎡。付帯設備として駐車場、道の駅トイレ、広告等などでご

ざいます。

指定管理者が行う業務については、施設の利用許可業務、施設の自主運営業務、道の駅に関する業務、施設の運転管理業務及びその他関連する業務でございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、昨年12月11日に物産館の管理運営に関する仕様を決定するとともに、次期指定管理者候補者を公募の手続きによらず、現指定管理者の株式会社おおさと地域振興公社といたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の但し書き及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条の規定により継続して管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待でき、また、現指定管理者の5年間の実績などを踏まえ、判断したものでございます。その後、株式会社おおさと地域振興公社から提出されました申請書をもとに、指定管理者選定委員会における審議の結果、指定管理者として適正との判断を得て、次期指定管理者候補者を株式会社おおさと地域振興公社と決定したものでございます。

以上で、大郷町物産館の指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 全員協議会でもお話ししましたとおりですね、利用時間と休館日についてですけれども、利用時間、条例で午前9時から午後9時までということになってますけれども、実際は6時で閉店という形になってますんで、その辺、売上を考えた時にですね、もうちょっと時間を伸ばしてもいいんじゃないかと考えますんで、その辺の答弁をお願いしたいと思います。それから休館日に関しては12月の29日から1月3日ということになってますけれども、繁忙期っていうか、そばなどを売り出してるので、できれば31日まで営業して違う日にちで休館日を設けたらいかかと考えますんで、その辺の考えを答弁願いたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、お答えいたします。今現状、道の駅の営業時間、議員に御指摘、熱海議員に御指摘いただきましたとおり、午後6時まででございます。年末年始も12月31日から1月2日が休業というふうになってございます。しかしながらですね、他の県内または県内

の他の道の駅の営業スタイルっていうものを見ますと、年中無休で営業しているところっていうのも増えてきている状況でございます。そういったところを加味しながらまた今後、売上来客数というところを伸ばして行って、競争力のある、もっとお客様に選んでいただける道の駅っていうふうなところを考えていった場合に、熱海議員から只今御指摘いただきました営業時間の延長であるとか、休館日の、例えば年末を31日までにするとかですね、今そういうお話いただきましたけれども、そういったことも選択肢の一つとして考えていかなければならないものと思っております。年中無休というところにするためには、やはり公社さんの中の、地域振興公社の中の労働環境っていうところの検討っていうのも合わせてやっていかなければならないところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、他の道の駅に比べて、やはり選ばれる道の駅というところを考えていった場合に、その営業時間、営業スタイルっていうところで競争力を強めていくっていうところも十分選択肢だと思っておりますので、今後、公社と話し合いながらですね、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございませんか。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、2点お伺いをいたします。1点目は、未来づくり事業貸付金の返済につきまして、全協の時も御確認をしましたが、町と公社との間の協議の状況について教えてください。あと2点目なのですが、去年8月の調査特別委員会の際に、公社とですね、ラトリエの間で570万円ほどの未払金があるということが、審議を通じて明らかとなっておりますが、この未払い金についてですね、町として返済を促すような対応はできるのかどうか、以上2点お伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） はい、お答えいたします。公社のほうと町のですね、貸付金につきましては、納付経営誓約書等によりまして、償還計画を定めておりますが、そちらによりまして鎌田議員さん御指摘のとおり、一括返済というところの部分が最終の年度で出てまいりますので、これにつきましては、昨年末に公社さんの社長さんのほうと財政課のほうで協議させていただきまして、経営状況等も踏まえながら、この計画の見直しと言いますか、そういう御相談のほうをしていくということで、まだ具体的にいつというふうには決めておりませんが、そういうお話をさせていただいておりますので、今後協議させていただきたいというふうに

思っております。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、お答えいたします。2つ目御質問についてお答えさせていただきます。ラトリエさんからの未払金でございますけれども、こちらについては債券としてももちろん残っておりますので、そちらのほうは引き続きですね、求めていく方向で、公社とも話していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、返済の計画の見直し等については承知いたしました。それで2点目のラトリエの未払金なんですけども、以前お伺いした際に、基本的な町のスタンスとしては、民間同士の契約ということで、そこにあまりタッチしない、入っていかないというような答弁もあったかと思うんですが、今後の方針として、どういったことを考えかお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、お答えいたします。基本的にはやはり株式会社おおさと地域振興公社と株式会社ラトリエっていうところで、その会社と会社の間そのやり取りっていうところに委ねるところでございますけれども、町としてもその公社に対して、やはり第三セクターというところもありますし、またその貸付金があるというところもございまして、あと道の駅とかですね、その物産館などその指定管理っていうところをお願いしている部分もございます。そういったところで、公社の経営に対して、もちろんその未払金があるっていうところに関しては、基本スタンスとしては、先ほど申し上げましたように、その独自でやっていただくっていうところはありつつもですね、その未払金で、そのやっぱりそのままにしておくということではなくて、回収っていうところもやっていかなければならないんじゃないかというところの話はですね、引き続きやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これを持って質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第1号 大郷町物産館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号 大郷町物産館の指定管理者の指定について

議長（石垣正博君） 日程第4、議案第2号 大郷町開発センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） それでは、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の2ページを御覧願います。

議案第2号 大郷町開発センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町開発センターの指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理者を指定する公の施設。宮城県黒川郡大郷町中村字馬場沢20番地。大郷町開発センター。

2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。株式会社おおさと地域振興公社。

3 指定の期間。令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

令和8年1月14日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷町開発センターの指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって期間満了となることから、改めて指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積1,044㎡、付帯施設として駐車場でございます。

指定管理者が行う業務については、施設の利用許可業務、施設の自主

運營業務、施設の運転管理業務及びその他関連する業務でございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、昨年12月11日に開発センターの管理運営に関する仕様を決定するとともに、次期指定管理者候補者を公募の手続きによらず、現指定管理者の株式会社おおさと地域振興公社といたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町の公の施設にかかる指定管理者の指定管理手続等に関する条例第2条のただし書き及び大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定により、継続して管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるものと判断したものでございます。その後、株式会社おおさと地域振興公社から提出されました申請書を基に、指定管理者選定委員会における審議の結果、指定管理者として適正との判断を得て、次期指定管理者候補者を株式会社おおさと地域振興公社と決定したものでございます。

以上で、大郷町開発センターの指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第2号について説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海議員。

10番（熱海文義君） はい、今回の開発センターの指定管理について、指定管理料が510万となっておりますけれども、実際この指定管理料の中には人件費が含まれてるんですよね、2人分。で、指定管理やった最初にやった頃には、その人件費って入ってなかったはずなんです。ここ何年か前からこう人件費っていうのが入ってきたんですよね。議会通ってるので仕方ないんですけども。ただね、今まであの振興公社に、貸付していたの、なんだ、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金の返納金っていうのがあって、令和9年度に、支払い終わる予定になってるんですよね、そうすると今までね、1,500万ずつ毎年支払ってもらってたんですけど、9年度は500万で済むわけですよ。そしたら経営的には510万の指定管理料なくても、いや、510万っていう言い方じゃないな。指定管理料の中の人件費抜いてもやっていけんじゃねえのかなっていうように私は思ってるんです。ただ、その部分と貸付の部分では別ですよっていう答弁も前にもらったことあるんですけど。ただ、9年度にはもうなくなるものだから、その辺も一緒に考えて、その指定管理料を考えていったほうがいいんじゃないのかなっていうふうに思うんですけど。いかがでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、お答えいたします。御指摘のとおりですね、指定管理料のうち多くの部分、510万円のうちの約400万ぐらいになるんですけども、人件費になっております。現実として公社の社員の方、パートさんも含めて2名の方が業務にあたっていたいただいているわけで、そちらのほうの運営に関して、どうしても人っていうのは人手はかかっているところがございますので、人件費は計上させていただいているところなんです。一方その貸付金、町からの貸付金の、その返済が今度その令和9年の500万円で済むっていうところそれを加味してというところですけども、その貸付金とはその関係性っていうところによって、減らすかどうかっていうところの議論はですね、ちょっとあのここでは、なかなか難しいところではあるんですけども、ただ一方、その指定管理のあり方というか、開発センターへの、その町のお金の出し方っていうところで、この指定管理のあり方そのものがこのままでいいのかっていうふうなところは、以前からもその議会からも御指摘いただいているところがございます、そちらのほうはですね、課題として、町のほうでも認識はしてございます。で、実際に現状として開発センターお使いいただいている方もいらっしゃるしまして、ここの今の指定管理機関5年間の中で利用回数、利用者数、利用料金収入なども伸びている中ではございます。それでも指定管理料には到底届いてないわけですけども、そういった中でいきな指定管理のやり方っていうのを改めるっていうのはなかなか難しかったので、まずはその5年間だったものを3年間に短縮させて、町も公社もですね、次のその開発センターのあり方っていうものを、緊張感を持って考えていかなきゃいけないっていうふうに考えております。そういったところで、その開発センターのあり方を議論する場っていうのを設けさせていただいて、その中でですね、指定管理料のあり方、指定管理のあり方っていうのも、議論してまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） やっぱりね、経営がなかなか難しいということで、人件費もっていうことで、開発センターの部分には人件費入ったと。そいつを考えて別だって考えであれば、物産館に対してだってね、地域振興公社の社員の給料、町で払わなければならないっていうような話になると思うんです。実際は。でも開発センターだけなんですよね、人件費町で払うっていうの。そういうのはどう考えてもおかしいと思うんです。この辺は、

改善できるところは改善していただきたいと思いますと思うんですけど、私は課長の答弁より、町長の答弁求めたいと思います。よろしく願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） はい、開発センターっていうか、物産館の話も出ましたけど、物産館については売上あって、それで収支成り立って、で、人件費も払って収益が上げてる。という成り立つということの中の指定管理でありますので、指定管理料は人件費分は町では支払わない。町で払うのであれば売り上げも町に入らないとおかしいと思います。経営的に。開発センターについてはそうじゃなくて、物産館もそうなんですが、基本的に公共性、公益性があつての施設を維持管理運営していくということでもありますので、そこに係る経費については、やはり町で、相当の負担するという事は当たり前のことだと思いますので、そういった観点からこのような内容で皆さんにこうお示しをしているということですので、それで御理解いただければと思います。で、ただ指定管理の期間についてこれまで5年間ということを経、3年間にいたしました。それは皆さんから御指摘があるとおりに、開発センターについての利用状況というか、そういったことが必ずしも皆さんの期待に答えてまいりようになっていないということで、有給のスペースも結構あります。そういったことも含めながら、このこれからの3年間の中、特にこの新年度からですが、使い方について、どのように有効的に活用できるかということも合わせて検討しながら、その中で、人件費については今回計上している分について、人件費っていうか、相当の指定管理料についての内容に、こうなるといふか、満足度が得られるっていうか、それに相当する内容の事業運営にすべく努力をしていくということですので、御理解をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君） 実際、開発センター半分は中央公民館になったわけですよ。で、その前も半分になる前も半分になってからも指定管理料って変わんないんですよ。じゃあ本当に全部指定管理管理してもらってるんですかっていうと、休んでる部屋何ぼあります。ほとんど地域振興公社で使っている部分ってほとんど倉庫ですよ。倉庫になってるんです。その辺も踏まえて、これからのあり方も踏まえて検討していただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、お答えいたします。熱海議員御指摘のとおりですね、開発センターの管理部分、公民館ではない部分のうちでも倉庫のような使われ方をしているところがあることは事実でございます。従いまして、そのところが開発センターとして有効な利用ができていない部分があるという御指摘は、そのとおりでございますので、そこは真摯に受け止めまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、これからの開発センターのあり方っていうものを考えていかなければならない時期になっているとございますので、次の3年間の中でですね、きちんとそのあたりは関係者も含めて、開発センターは本当にその施設として高揚を発揮できる。施設にするためにはどうしたらいいかということは議論してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） それでは、ないようですので、これをもって質疑終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第2号 大郷町開発センターの指定管理の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第3号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第7号）

議長（石垣正博君） 日程第4、議案第2号 大郷町開発センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。ごめんなさい財政課長。ごめんなさい、財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第3号 一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 3 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 7 号）。

令和 7 年度大郷町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,250 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳それぞれ 61 億 5,211 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 14 日 提出

大郷町長 石川 良彦

まず、今回の補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正予算は、国の強い経済を実現する総合経済対策である物価高対応、子育て応援手当支給事業及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る予算補正が主なものとなります。内容としましては、国の 18 歳までの子ども一人当たり 2 万円の支給のほか、市町村独自のメニューでは、子育て世帯支援として、物価高対応子育て応援手当支給事業に 1 万円を上乗せする子育て応援手当の支給。低所得者世帯支援としては、令和 7 年度住民税非課税世帯に対して一世帯当たり 1 万 5,000 円の支給。町民及び事業者支援として水道料金基本料金の 2 カ月減免。畜産農家支援として、飼育頭数に応じて畜産特別対策支援事業交付金の交付。全町民の消費生活支援として、町民一人当たり 1 万円の商品券発行を行うものです。また、3 月補正前に予算措置が必要となる消耗品費等の計上や納期等の関係から、中学校備品購入費も一部計上しております。歳入では、補助見合いの国庫補助のほか、一部財政調整基金において財源調整をしております。臨時会での提案となりましたのは、国からの交付金限度額の通知を受けて検討した事業内容を早期に実施するためでございます。

3 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず歳入です。15 款国庫支出金第 2 項国庫補助金 1 億 5,037 万 7,000 円の増額補正です。物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び市町村独自メニューを実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金になります。補助率は 100% になります。19 款繰入金第 1 項基金繰入金 212 万 7,000 円の増額補正です。各事業とも不足が生じないように対象者

を多めに予算措置しているため、国の交付を限度額を超えた部分につきまして、財政調整基金を繰り入れするものです。実績により、町持ち出しはなくなるものと見込んでおります。歳入補正額合計 1 億 5,250 万 4,000 円の増額です。

続きまして、4 ページをお開きください。

歳出です。第 2 項総務費第 1 項総務管理費 47 万 6,000 円の増額補正です。講師の関係から、2 月開催に予定している職員知識向上のための産業政策講演会講師謝金。住民バスの経年劣化により、車検の車検時の消耗品交換が増加しており、3 月補正前に不足が見込まれる消耗品費の増額となります。第 3 款民生費。第 1 項社会福祉費。1,423 万 6,000 円の増額補正です。本町独自の事業として、令和 7 年度住民税非課税世帯に対して 1 世帯 1 万 5,000 円を支給するもので、給付金のほか、職員の時間外勤務手当、消耗品費封筒印刷代、郵送両等の事務費も計上しております。令和 7 年 12 月 1 日時点の住民登録者を対象とし、860 世帯を想定しており、3 月給付予定でございます。第 2 項児童福祉費。3,313 万円の増額補正です。子育て世代支援として国の 18 歳までの子ども一人当たり 2 万円の支給に合わせ、本町独自の事業として子育て応援手当 1 万円を上乗せし、18 歳までの子ども一人当たり、計 3 万円を支給するものです。子育て応援手当のほか、職員の勤務時間外手当、消耗品費、光熱水費、郵送両等の事務費も計上しております。対象者は 970 人を想定しており、3 月支給予定です。第 4 款衛生費。第 4 項上下、上水道費 1,760 万円の増額補正です。本町独自の事業として、町民及び事業者支援のため、水道料金の基本料金 2 カ月分を減免するため、水道事業会計に補助するものです。減免対象数は、一般住宅 2,428 件。企業団体 263 件の計 2,691 件で、令和 8 年 1 月及び 2 月分の減免を予定しております。第 5 款農林水産業費。第 1 項農業費 789 万 6,000 円の増額補正です。本町独自の事業として、飼料高騰により経営が圧迫される畜産農家支援として、飼育頭数に応じて畜産特別対策支援事業交付金を交付するものです。職員の時間外手当等の事務費も計上しております。一頭当たりの交付単価は、肥育牛 7,000 円、繁殖牛 3,000 円、乳牛 5,000 円とし、畜産農家 45 件、1,644 頭分を見込んでおり、2 月交付予定です。第 6 款商工費。第 1 項商工費 7,851 万円の増額補正です。本町独自の事業として、町民の消費生活支援のため、町内で使用できる町民一人当たり 1 万円の生活応援商品券を発行するものです。黒川商工会への補助金のほか、職員の時間外勤務手当、消耗品費、封筒印刷代、郵送料等の事務費も計上しております。発

行数は7,400人分で、3月の発送を目指し、今後、黒川商工会と今後協議する予定です。また、印刷製本費には、昨年のおおさと秋まつりで実施した支倉常長公の武将印コンテストにおいて優秀賞となった2作品を500枚ずつポストカードとして道の駅で販売するための印刷製本費も含まれております。第9款教育費第3項。中学校費65万6,000円の増額補正です。中学校の破損したバレーボール支柱や体育館の折りたたみテーブル、経年劣化した保健室のカウンセリング用の椅子や机、診察台、キュービックワゴン、ロングベッドを購入するもので、値上がり予定や納期の関係から今回計上したものでございます。歳出補正額合計1億5,250万4,000円の増額補正です。以上、補正前の予算額59億9,960万7000円に歳入歳出とも1億5,250万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ61億5,211万1,000円とするものです。

以上で、議案第3号 一般会計補正予算（第7号）につきましての提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で議案第3号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、予算に関する説明書の10ページですね。18節の商品券発行事業補助金について2点お伺いします。商品券の印刷代などの発行経費を町から黒川商工会に交付していると思いますが、金額は幾らぐらいなのか伺います。2点目に商品券を配布した後に使用期限まで使用されなかった場合ですね。商工会のほうにこの換金、未換金となっているお金が滞留すると思われませんが、その清算についてはどのような運用となっているのか教えてください。あと、説明書の9ページですね、一番下の時間外手当につきまして、主に商品券の発送業務に関する手当かと思いますが、定時内での対応というのは難しいのかどうか見通しについて伺います。9ページですね、4款衛生費の4項、上水道費の水道事業会計補助金について、全協の際にですね、公的機関の水道料金については減免の対象にしないとの説明がありました。で、役場の本庁舎でありますとか、小学校、中学校あと文化会館など思いつくのですが、その他にこういった施設については対象外としているのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、では私のほうから商品券に関する御質問についてお答えをさせていただきます。まず1点目、印刷代について、商

工会の補助金どのぐらいの費用にかかっているかというところですが、商工会さんへの補助金7,612万円のうちですけれども、商品券の印刷費としては150万円の見積もりをさせていただきます。続きまして、2点目になります。配布されたが、その使用されずに換金されなかった商品券はどうなるかということですが、こちらについては、町のほうのその補助金っていうところで、その出しっぱなしではなくて、その換金率っていうところも踏まえまして、最終的には生産という形で町にその返還補助金の清算というところで町から町で交付した補助金のその残額というものは変換をしていただいております。続きまして3点目になります。商品券を発行にかかる時間外手当に関しましてですけれども、もちろんその時間内で、完成させる努力というものは、当然のことながらやっております。で、普段の日常の業務から、時間内で業務を終わらせるように努力しておりますけれども、今回の業務というのはどうしてもですね、それに関して上積みされる業務になってきますので、その部分については、予算としては計上はさせていただかざるを得ないというふうに思っております。で、実際過去の実績からしても、やむを得ず、時間外の業務というものを発生してございます。ただ、少しでもですね、効率的に業務をするようにして、あとその発送業務っていうところを、効率化できる方法、いろいろ考えましてですね、業者さんとも相談などしながらなるべく職員の負担っていうものは、時間外の業務負担っていうものは減らす方向で、業務負担そのものを減らす方向でですね、やれないかっていうふうに今考えているところでございます。以上です。

議長（石垣正博君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） はい、お答えいたします。減免の対象外としたものにつきましては、役場の公共施設のほか、その他体育施設。あと公民館とその他町指定管理の部分で児童館。あと開発センター、道の駅と県関係の施設で家畜保健所と大和警察署の派出所、駐在所。駐在所につきましては、居住スペースと、事務室の部分別々にメーターが設置されておりますので、居住スペースについては減免で、事務の事務所の部分については、減免対象外といったような形での区分けをしております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、商品券の発行経費が150万円という御答弁でありましたが、過去に3,000円とか5,000円の商品券が発行されたことがありま

した。で、その際もですね、だいたい150万円ぐらいの経費がかかっていたのかどうかお伺いをいたします。あと未使用分の換金の未完金のお金については町に返還してもらおうということなんですが、これはですね、町から今度国に対して返還することになるのかどうか確認したいと思います。あと、公的機関の水道料金の減免対象外とすることなんですけれども、各行政区にあるですね、公民館などは、一般の住民の方がよく利用するところというふうに思いますので、そのようなところは減免の対象にしたほうが良いのではないかとというふうに考えますが、町としての考えを聞かせください。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） はい、お答えいたします。過去の商品券の発行時、生活応援商品券の発行事業で同程度の印刷費がかかっていたかというところでございますけれども、申し訳ございません今、手元に過去のその細かい内訳の資料ございませんので、お答えできないんですけれども、おそらく同程度かかっているかと思えます。商工会さんで、その過去の実績を踏まえて見積もりをいただいているので、まず値上がり等っていうのは加味して上がっている可能性はありますけれども、おそらく同程度はかかっているのではないかとというふうに想定はしております。あと2つ目のご質問ですけれども、町で補助金をその返還されて、その後国返還するのかというところですが、町で使い切らなかったその補助金というものは、100%そもそもの原資が国の交付金100%になっているところもありますので、その部分はですね、国の交付金でその国への交付申請の時期にもよるんですけれども、交付申請お金が入ってくる前に、その生産した場合には、その実際の実績額で申請いたしますし、もしお金が入った後にその実績額として町のお金が余ったとなったらですね、その分は国への返還というような形で、そういった形でその手続きを取らせていただいて、いずれにしても残額は国にもともといただかないか、返還するかというような形になってまいります。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） はい、お答えいたします。先ほどの説明で、不足の部分がございました。減免対象外としたのは、中央公民館になります。で、各地区の分館につきましては、地区で水道料金等を支払っておりますので、減免の対象としております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、国からの通知によりますと、留意事項としまして、この今回の事業の実施にあたっては、速やかな支援の実施とですね、事務コストの削減が図られるように工夫すべきという文言がございます。で、このですね、事務コストの削減につきまして、具体的な対応ですね、何か計画されているのかどうか最後にお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） はい、お答えいたします。鎌田議員さん御指摘のとおり、経費の削減っていうものは務めておりまして、それぞれの各課において、そのような取り組みを行っておりますが、代表的なものとしましては、非課税世帯の対象世帯を抽出するにあたりまして、システム改修等した場合には、数百万円というお金がかかるわけですが、それはやらないで、職員の中で、それをデータとして抽出してですね、自前でやるということで、かなりの削減はしているものというふうに思っております。

議長（石垣正博君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。はい、10番熱海議員。

10番（熱海文義君） はい、今回の物価高騰の地方創生臨時交付金についてですね、他の町で聞いたところによると、12月中にもう臨時議会開いていて、早い段階でこの議案が出ているんですけど、本町なんか1月になってしまったんですけど、そう遅くなった理由って何なのかなと、まず1点。それからほかのところでお米券とかいろいろあったんですけど、宮城県の方針としてはそういうのじゃなくてっていうことで水道料金なり商品券っていうことになったんです。これは県の指導があったわけですか。それとも、町独自で考えてこういう交付金になったのか、その辺をお聞きしたいと思います。あと、水道料金、水道事業会計についてなんですけど、1月と2月の分で請求出さないということだったんですけど、実は今、分館のほうのにも補助金として出すっていうことなんですけど、補助でねえのか、言い方悪いけどちょっと違うかもしれないけど、分館のほうっていうのは、1月締めとかっていろいろあるんですよ、そうなった時にちょっとあの手続きにとっても大変になってくるような気がするんですけど、1月だけでやるっていうわけにはいかないのかな。それとも2月3月にするとかさ。ちょうどねうちらほうは1月末なんですよ。なんで、ちょっと手続き大変なのかなと思うんで、その辺はいかがなんでしょう。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。臨時交付金の関係でございますが、先ほど議員からありましたとおり、12月ということで、ほかの市町村では早いところでは、予算組みをしてということで、事業のほう実施しているかどうかというところ、どうかというところはございますが、本町におきましては、当初からですね、商品券であったり、水道事業の減免といったところでも考えはございました。それは12月中には考えとしてはあったところではございましたが、いずれにしろ、商品券については年度を繰り越す、2月もしくは3月以降の事業になるということもございました。さらに町長の考えとしまして。広く町民の方に支援すると広範囲な支援といった部分と、特に影響の大きい層、低所得世帯であったり、子育て世帯、畜産農家への重点的な支援ということも考えてはどうかというようなお話もいただきまして、その辺の検討に若干時間がかかったというところでございます。以上です。お米券の件でございますが、こちらについては、県のほうから特別指示が指導であったり、指示があったかということに関しましては、特にございませんでした。本町の判断で、お米券は本町にはそぐわない。商品券で対応すべきというところでの判断で、商品券での対応となったところでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） はい、お答えいたします。1月2月使用分の減免となりますので、実際には請求がいくのが、1カ月遅れで2月3月の請求分の減免という形になります。以上でございます。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君） 非課税世帯の給付金なんですが、これあの今大郷町ですね、例えば、外国人の方がね、定住してきておられますが、200人以上かなと思うんですが、今現在はそういう方の給付金っていうのは非課税世帯の人たちっていうのは、今発生はしてないんでしょうか。この辺ちょっとどうなるのか、その状況だけ聞かせてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） はい、お答えします。うちのほうで課税されているかどうかまではちょっと把握してませんが、今回の非課税世帯につきましては、扶養誰かに扶養されているとか、そういうのは関係なく、非課税という世帯に対して交付を考えてございます。以上です。

議長（石垣正博君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第4号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（石垣正博君） 日程第6、議案第4号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、議案第4号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

15ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、収益的収入の物価高騰対応による減免措置にかかる補助金他会計補助金の増になります。それでは、御説明いたします。

議案第4号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度大郷町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和7年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予定額を次の通り補正する。

第1款水道事業収益を1,760万円増額補正し、2億6,677万5,000円とするものです。

第2項営業外収益同額は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による。水道料金、基本料金の減免措置にかかる費用を、他会計補助金と

して予算計上したものでございます。減免につきましては、町県関係の公共施設等を除く一般家庭企業団体約2,691件を対象に、1月2月使用分の基本料金を減免措置するものでございます。減免申請等の手続きは特になく、水道料金から基本料金分を差し引く形で実施いたします。

令和8年1月14日 提出

大郷町長 石川 良彦

以上で議案第4号 水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第4号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） はい、ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石垣正博君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和8年第1回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 0時 01分 閉会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員